

## 豊中市風しん抗体検査実施要綱

### (実施目的)

第1条 この要綱は、主として先天性風しん症候群の発生を防止するために予防接種が必要である風しん感受性者を効率的に抽出するための抗体検査（以下「抗体検査」という。）を実施し、風しんの感染予防やまん延防止を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 対象者は、抗体検査時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による本市の住民基本台帳に登録されている者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、平成26年度以降に本市が実施する風しん抗体検査を受けたことがある者、平成26年度以降抗体検査を受け明らかに風しんの抗体価がある者若しくは過去に風しんに罹患し、検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者は除くものとする。

- (1) 妊娠を希望する女性
- (2) 妊娠を希望する女性のパートナー（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
- (3) 妊婦のパートナー（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
- (4) 妊娠を希望する女性の同居人（妊娠を希望する女性と同じ住所の者）
- (5) 妊婦の同居人（妊娠と同じ住所の者）
- (6) 妊婦の里帰り先の家族

### (受検者の費用負担)

第3条 抗体検査受検者の自己負担はなしとする。ただし、第2条に該当しない場合は全額自己負担とする。

### (実施方法)

第4条 この抗体検査は、原則この要綱に基づいて協力する旨を承諾した市内の医療機関の医師（以下「協力医師」という。）と委託契約し、別表第1に定める検査方法にて行うこととする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りではない。

2 協力医師は、抗体検査を希望する者が次項の条件に該当するかを確認後、検査を行うものとする。

### (委託料)

第5条 市長は、第2条の規定により抗体検査を行った協力医師に対し、別表第1に定める委託料を支払うものとする。

2 協力医師は、別表1に定める額に実施件数を乗じて得た額を、抗体検査をした翌月に市長に対し請求するものとする。

### (実施期間)

第6条 抗体検査の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

(留意事項)

第7条 事業の実施にあたっては、個人情報保護条例等個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月31日から施行する。

ただし、令和元年7月1日から適用するものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1

抗体検査の種類	単価（消費税及び地方消費税込み）
赤血球凝集抑制法（H I 法）	5, 4 2 3 円
酵素免疫法（E I A 法）	6, 9 5 2 円
蛍光酵素免疫法（E L F A 法）	6, 9 5 2 円
ラテックス免疫比濁法（L T I 法）	5, 4 2 3 円
化学発光酵素免疫法（C L E I A 法）	6, 9 5 2 円
蛍光免疫測定法（F I A 法）	6, 9 5 2 円
化学発光免疫測定法（C L I A 法）	6, 9 5 2 円